

広島県告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、呉市倉橋町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、呉市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十一年一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

上		下	
字	地 番	字	欄
寒那南（山林部）	一九四七の一部、一九四九の一部、一九五〇の二の一部、一九五〇の五の一部、一九五二の二から一九五二の三までの一部、一九五三の一部	寒那	
寒那（山林部）	一九四〇の二、一九四〇の三、一九四二の一部、一九四二の二の一部、一九四三、一九四四の二の一部、一九四五の八の一部	寒那南	
長尾間奥（山林部）	一九六四の二の一部、一九六五の一部、一九六六の二の一部		
寒那（山林部）	一九四二の一部、一九四四の二の一部、一九四五の八の一部		
寒那南（山林部）	一九四七の一部、一九四九の一部、一九五〇の二の一部、一九五〇の三、一九五〇の四、一九五〇の五の一部、一九五〇の六、一九五二の二、一九五二の三から一九五二の四までの一部、一九五三の一部、一九五四、一九五五の二、一九五五の三、一九五六、一九五七、一九五九の二、一九五九の三		
寒那（山林部）	一九四二の一部、一九四二の二の一部	長尾間奥	
長尾間奥（山林部）	一九六四の二の一部、一九六五の一部、一九六六の二の一部、一九六七の二		
片平山（山林部）	二〇二二の二、二〇二三の三、二〇二四の二、二〇二五の二の一部、二〇二五の三、二〇二六、乙二〇二七、二〇二七の一	片平山	
黒岩（山林部）	二〇三三の二の一部、二〇三三の三の一部		

黒岩	九〇六五の一の一部、 九〇六六の二の一部、 九〇六五の二の一部、	
片平山（山林部）	二〇二五の二の一部	黒岩
黒岩（山林部）	二〇三三の二の一部、二〇三三の三の一部	

右の表の上欄の区域には、これらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部を含む。